

中山間地域等直接支払制度

— 第3期対策がスタート —



飯館村の実施状況

飯館村は福島県知事の認定を受け、通常地域として19集落が制度に取り組みことになりました。これらの集落では、協定に基づき水路や農道等の維持管理、多面的機能の増進、耕作放棄地防止などの共同取組活動を行い、その目標達成に要する経費として交付金を受けます。ただし、集落が満額の交付金（体制整備単価）を受けけるには、次のA・B・C要件のうち1つ以上を選択し実施することが条件となります。

第3期対策では、農家の高齢化等に配慮し、みんなで支え合う仕組みとして新たにC要件（集团的サポート型）が新設されました。

【A要件（2つ以上選択）】

- ① 協定農用地の拡大
- ② 機械・農作業の共同化
- ③ 高付加価値型農業の実践
- ④ 地場産農産物等の加工・販売
- ⑤ 農業生産条件の強化
- ⑥ 新規就農者の確保
- ⑦ 認定農業者の育成
- ⑧ 多様な担い手の確保
- ⑨ 担い手への農地集積
- ⑩ 担い手への農作業の委託

【B要件（1つ以上選択）】

- ① 集落を基礎とした営農組織の育成
- ② 担い手への農用地の集積化

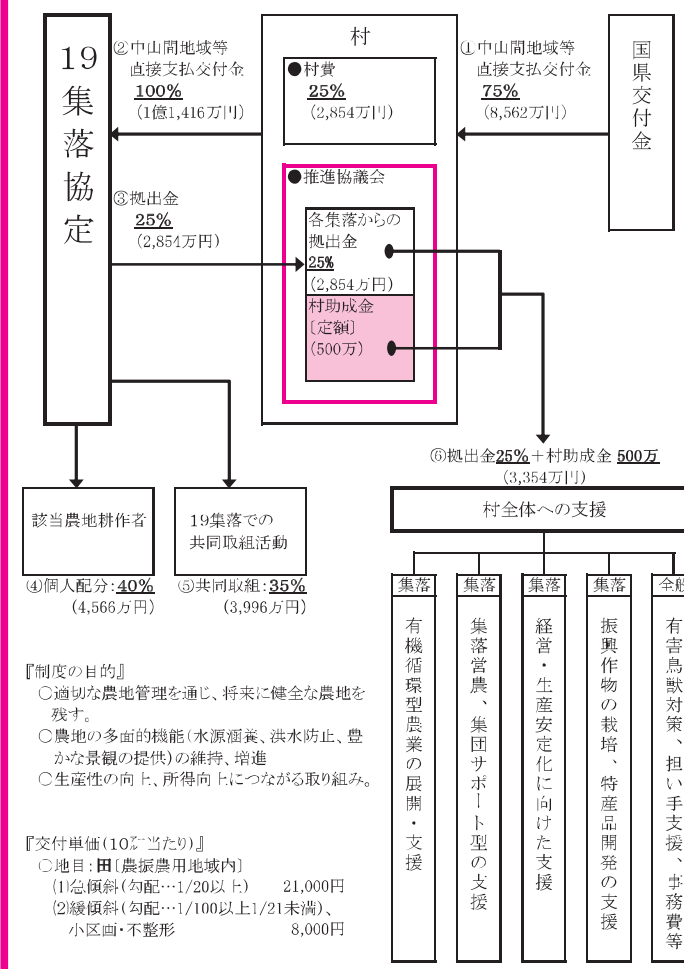
【C要件】

- ① 集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型）

各集落協定の概要

集落名	面積 (m ²)	交付金 (円)	要件	具体的な取組み内容
草野	513,790	4,110,320	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：草野営農組合】
深谷	479,802	3,838,416	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：深谷営農組合】
伊丹沢	651,104	5,208,832	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：伊丹沢集落営農組合】
関沢	551,534	5,940,994	A	① 協定農用地の拡大 ⑩ 担い手への農作業の委託（協定農用地の10%以上）
			C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：関沢集落営農組合】
小宮	920,174	12,102,102	A	① 協定農用地の拡大 ⑦ 認定農業者の育成
八木沢・芦原	340,530	3,597,814	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：八木沢・芦原集落営農組合】
大倉	285,145	4,380,452	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：大倉営農組合】
佐須	468,769	5,286,388	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：佐須営農組合】
宮内	502,272	4,018,176	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：宮内営農組合】
飯桶町	308,965	2,525,774	A	① 協定農用地の拡大 ⑦ 認定農業者の育成
			C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：前田・八和木集落】
前田・八和木	803,849	9,061,238	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：前田・八和木集落】
大久保・外内	492,596	3,940,768	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：大久保・外内集落】
上飯桶	885,601	8,183,802	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：上飯桶集落営農組合】
比曾	998,664	10,250,272	A	① 協定農用地の拡大 ④ 地場産農産物等の加工・販売
			C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：長泥転作営農組合】
長泥	596,330	9,440,227	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：長泥転作営農組合】
蕨平	398,179	6,440,658	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：蕨平集落】
関根・松塚	309,945	2,479,560	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：関根・松塚営農組合】
前田	701,228	8,984,754	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：前田営農組合】
二枚橋・須萱	502,152	4,368,762	C	集团的かつ持続可能な体制整備（集团的サポート型） 【支援主体：二枚橋・須萱営農組合】
合計	10,710,629	114,159,309		

飯館村中山間地域等直接支払制度の概要【フロー図】



平成22年度～26年度の5年間

今年度から5年間の第3期中山間地域等直接支払制度がスタートしました。
 この制度は、平成21年度に始まったもので、中山間地域における耕作放棄地の発生防止と豊かな農村景観を守ることを目的としています。
 村では、今回対象農地の見直しを行い、新たに6集落が取り組むことになったほか、村全体の面積・交付金額も、第2期対策に比べて640㍍、約5000万円の増加となりました。その財源は、これまで通り国50%、県25%、村25%で分担します。